第一条第一項第一号	労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）	労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで若しくは33の2に掲げる物（以下「特別有機溶剤」という。）又は令
第一条第一項第二号	五パーセントを超えて含有するもの	五パーセントを超えて含有するもの（特別有機溶剤を含有する混合物にあつては、有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下の物で、特別有機溶剤のいずれか一つを重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）
第一条第一項第三号イ	令別表第六の二又は	令別表第三第二号11の2、18の2、18の4、22の3若しくは22の5に掲げる物又は令別表第六の二若しくは
第一条第一項第三号ハ	五パーセントを超えて含有するもの	五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号11の2、18の2、18の4、22の3又は22の5に掲げる物を含有する混合物にあつては、イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、同号イに掲げる物の含有量が重量の2、18の2、18の4、22の3又は22の5に掲げる物のいずれか一つを重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）
第一条第一項第四号イ	令別表第六の二又は	令別表第三第二号3の3、18の3、19の2、19の3、22の2、22の4若しくは33の2に掲げる物又は令別表第六の二若しくは
第一条第一項第四号ハ	五パーセントを超えて含有するもの	五パーセントを超えて含有するもの（令別表第三第二号3の3、18の3、19の2、19の3、22の2、22の4又は33の2に掲げる物又は前号イに掲げる物の含有量が重量の五パーセント以下の物で、同表第二号3の3、18の3、19の2、19の3、22の2、22の4又は33の2に掲げる物のいずれか一つを重量の一パーセントを超えて含有するものを含む。）
第三十三条第一項	有機ガス用防毒マスク	有機ガス用防毒マスク（タンク等の内部において第四号に掲げる業務を行う場合にあつては、全面形のものに限る。）

第三十九条第五項中「及び同条第二項の厚生労働省令で定めるもの」を削り、同項第二号中「限る。」の下に「次項第三号において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

6　令第二十二条第二項の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一　第二条の二各号に掲げる業務

二　第二条の二第一号イに掲げる業務（ジクロロメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務を除く。）

三　第三十八条の八において準用する有機則第三条第一項の場合における同項の業務

第四十二条第一項中「、特定化学物質」の下に「（別表第一第三十七号に掲げる物を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改める。

別表第一中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　クロロホルムを含有する製剤その他の物。ただし、クロロホルムの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一中第十八号の次に次の三号を加える。

十八の二　四塩化炭素を含有する製剤その他の物。ただし、四塩化炭素の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八の三　一・四―ジオキサンを含有する製剤その他の物。ただし、一・四―ジオキサンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十八の四　一・二―ジクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・二―ジクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一中第十九号の三を第十九号の五とし、第十九号の二の次に次の二号を加える。

十九の三　ジクロロメタンを含有する製剤その他の物。ただし、ジクロロメタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

十九の四　ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物。ただし、ジメチル―二・二―ジクロロビニルホスフェイトの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一中第二十二号の次に次の四号を加える。

二十二の二　スチレンを含有する製剤その他の物。ただし、スチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の三　一・一・二・二―テトラクロロエタンを含有する製剤その他の物。ただし、一・一・二・二―テトラクロロエタンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の四　テトラクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、テトラクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二十二の五　トリクロロエチレンを含有する製剤その他の物。ただし、トリクロロエチレンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一中第三十三号の次に次の一号を加える。

三十三の二　メチルイソブチルケトンを含有する製剤その他の物。ただし、メチルイソブチルケトンの含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

別表第一第三十七号を次のように改める。

三十七　エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、一・四―ジオキサン、一・二―ジクロロエタン、一・二―ジクロロプロパン、ジクロロメタン、スチレン、一・一・二・二―テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン又は有機溶剤を含有する製剤その他の物。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで又は第三十三号の二に掲げる物